

事務事業評価票

④経常的事務事業

事業名		男女平等参画審議会		334	予	会	一般会計		01	
部 門		男女平等参画		350	算	計	総務費		02	
施 策		男女平等参画の総合的な推進		1	費	目	総務管理費		01	
作成部署		総務局総合調整部男女平等参画推進室		04	目	目	企画調査費		02	
				16	連絡先	972-2234				
事業の目的	対象（誰を・何を）			意図（どういう状態にしたいのか）						
	男女平等参画の推進に関する市の基本計画、重要事項			審議会が男女平等参画施策の推進上必要と思われることを調査審議し、その結果の答申や意見を踏まえて、男女平等参画施策の推進を図ります。						
事業の内容	市長の附属機関として、市長の諮問に基づき、男女平等参画の推進に関する市の基本計画や重要事項について調査審議をし、その結果を市長に答申したり、審議会として必要と認める事項について調査審議し、意見を述べたりします。 市長は、審議会の答申や意見を尊重し、男女平等参画の推進を図ります。 平成16年11月には、条例の実効性を確保するための総合的な施策の推進について、市長に対して答申しました。そして平成17年度は、その答申を市の施策として着実に推進するために、各担当課との意見交換などを行ない、市が答申内容を施策として、達成目標を設定し取り組むことを支援しました。									
開始年度		平成 14 年度		根拠法令・要綱等 男女平等参画推進なごや条例						
事業費・人員		16年度決算額	17年度決算額	18年度予算額	計画掲載	名古屋新世紀計画2010第2次実施計画			有 116 頁	
事業費（千円）		1,838	1,386	2,017	個別計画				頁	
財源内訳	国・県支出金				事業の実績		単位	16年度	17年度	目標19年度
	地方債				①	開催回数	回	全体会4回 部会 5回	全体会3回 部会 10回	全体会3回
	その他特定財源									
	一般財源	1,838	1,386	2,017	②					
職員数（人）	0.4	0.4	0.3							
成果指標	事業の目的の成果を測る指標			指標設定の考え方		単位	16年度末	17年度末	目標22年度	
	①	審議会等への女性委員の登用率 $\left[\frac{\text{市の審議会の女性委員数}}{\text{市の審議会の委員総数}} \right]$		政策などの立案過程への女性の参画を進めるため、市の全ての審議会への女性委員の登用率を高めることを男女平等参画の推進状況を表す目安にします。		%	28.7 目 標 (28.5)	29.5 目 標 (30.0)	40	
②	$\left[\text{ } \right]$									
事業開始時からの状況変化及び事業の改善点等										
男女平等参画審議会は、平成14年12月に「男女平等参画推進なごや条例」第22条の規定に基づき、設置されました。										
市評価									総合評価	
評価	有効性	4	市長の諮問機関である審議会は、市の施策を外部から男女平等参画の視点で調査審議し、具体的な課題に対する提言を行っており、男女平等参画を推進するための重要な役割を果たしています。						A	
	達成度	4								
	効率性	4								
行政評価委員会の外部評価									総合評価	
(この事業に対するコメントはありません。)									A	

事務事業評価票

④経常的事務事業

事業名	男女平等参画苦情処理制度			335	会計	一般会計	01		
部 門	男女平等参画			350	款	総務費	02		
施 策	男女平等参画の総合的な推進			1	項目	総務管理費	01		
作成部署	総務局総合調整部男女平等参画推進室			04	01	16	連絡先	972-2234	
事業の目的	対象（誰を・何を）			意図（どういう状態にしたいのか）					
	男女平等参画に関する市民の苦情			市の附属機関である苦情処理委員が調査等を行い、必要な意見等を市長に述べ、男女平等参画を推進します。					
事業の内容	男女平等参画の推進に影響を及ぼすと思われる市の施策や男女平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情を、苦情処理委員が、聞き取りなど調査及び処理をします。苦情処理委員は、必要がある場合には市長に対して、助言・是正の要望等必要な措置をとるよう意見を述べることができ、市長はその意見を尊重して必要な措置をとります。								
開始年度	平成 14 年度	根拠法令・要綱等 男女平等参画推進なごや条例							
事業費・人員	16年度決算額	17年度決算額	18年度予算額	計画掲載	名古屋新世紀計画2010第2次実施計画			有	116 頁
事業費（千円）	173	129	1,786	個別計画	男女共同参画プランなごや21			70 頁	
財源内訳	国・県支出金			事業の実績		単位	16年度	17年度	目標 年度
	地方債			①	苦情申出件数	件	1	1	—
	その他特定財源			②	委員調査実施回数	回	11	5	—
	一般財源	173	129	1,786					
職員数（人）	0.3	0.3	0.3						
成果指標	事業の目的の成果を測る指標			指標設定の考え方		単位	16年度	17年度	目標19年度
	①	男女平等参画に向けた改善取組割合 〔改善につながった事項数 / 市長が措置を指示した事項数〕	苦情処理委員の意見を尊重し、市長が必要な措置を指示した事項が改善につながることで、苦情が適切に処理され、男女平等参画の推進が図られます。	%	目標 (100)	目標 (100)	100		
	②	〔 〕			目標 ()	目標 ()			
事業開始時からの状況変化及び事業の改善点等									
平成11年施行の男女共同参画社会基本法に定められている苦情処理で、本市は平成14年4月施行の男女平等参画推進なごや条例で規定し、平成14年11月に開始しました。その後申出者に対して処理状況を伝えることができるよう規則改正を行なうなど、処理内容の透明化と制度のわかりやすきの向上を図りました。									
市評価									総合評価
評価	有効性	4	男女平等参画苦情処理制度は、対象が限定され、しばしば複雑で長期にわたる手続きを要する行政不服審査や行政事件訴訟等とは異なり、個々の事案の事情に照らして柔軟に、かつ簡易迅速に救済するという観点から重要な制度です。男女平等参画に関する市民の苦情等を汲み上げ、改善することで行政の信頼性を高めるとともに、男女平等参画の視点からの問題発掘や関係施策の問題点が明らかになり、男女平等参画の推進のために非常に有効な制度です。	A					
	達成度	4							
	効率性	4							
行政評価委員会の外部評価									総合評価
(この事業に対するコメントはありません。)									A